

第16日

令和8年6月26日

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

議事に入ります前に、17日の柴山議員の一般質問に対する答弁について、執行部から訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。市長。

○市長（中島秀樹君） 去る6月17日、14番議員、柴山恭子議員の一般質問、件名1、市長に問うの答弁の中におきまして誤解を招きかねない表現がございましたので、ここで真意を説明し、訂正をさせていただきます。

私は、答弁の中で「下げたくない頭も下げます」と申し上げましたが、この表現はあたかも不本意ながら、あるいは、嫌々お願いしているかのような大きな誤解を招きかねないものです。決してそのような意味ではなく、首長として個人的な体裁やプライド、そういったものを一切廃し、市民のためにこれ以上ない誠意と熱意を持って、たとえどのような批判を受けようともなりふり構わず、職責をかけて本気でお願いするという不退転の決意を表現したものです。

つきましては、「下げたくない頭も下げます」という発言を「不退転の決意で誠心誠意お願いをします」に訂正させていただきますとともに、深くおわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。以上でございます。

○議長（小島清人君） 柴山議員、よろしいでしょうか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

ただいまの執行部の発言のとおり、訂正することについては、議長において許可をいたします。

それでは議事に入ります。

審査結果報告書をお開きください。委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第57号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君登壇）

○総務文教常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第57号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に

御報告いたします。

第57号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（旧本庁舎解体）です。

本件は、令和8年3月定例会で議決された朝倉市旧庁舎解体工事請負契約の締結について、議決内容を一部変更する必要性が生じたため、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、公共工事設計労務単価に基づく特例措置により、請負契約額を4億1,228万8,800円から、4億2,284万円に改めるものです。

福岡県では、令和8年3月12日から適用する公共工事設計労務単価の改定により、改定前の労務単価と比べて県内全職種の単純平均で6.1ポイントの上昇となり、労務単価等の取扱いに関し特例措置の対応をすることとしています。

朝倉市においても、福岡県に準じて特例措置を行うこととし、新たな労務単価で再度積算し、落札率を乗じて算出した請負契約額は1,055万1,200円の増額となります。

本委員会としましては、解体工事をスムーズに進めるために、福岡県に準じた労務単価とすることを妥当かつ必要なものと判断し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第57号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（旧本庁舎解体）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた、第46号議案外8件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 北川清文君登壇)

○環境民生常任委員長(北川清文君) ただいま議題となりました第46号議案外8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第46号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例)です。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、原則として令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、1点目に、軽自動車税における環境性能割の廃止に伴う改正です。令和8年3月31日をもって、環境性能割が廃止されることに伴う規定の整備です。

2点目に、個人住民税の改正についてです。まず、住宅ローン控除の対象となる入居の期限が5年延長されました。

次に、特定暗号資産の譲渡所得等について、他の所得と分離し3%で課税する特例制度が創設されました。

また、今回の税制改正では、所得税法及び地方税法で規定されているため、条例改正はありませんが、給与所得控除の最低保証額が現行65万円から改正後74万円に、扶養親族等に係る所得要件が現行58万円から改正後62万円に、勤労学生控除に係る所得要件が現行85万円から改正後89万円に引き上げられました。引上げは令和9年度以降の適用となります。

また、ひとり親控除の額が現行30万円から改正後33万円に引き上げられます。引上げは令和10年度以降の適用となります。

次に、ふるさと納税に係る寄附金控除額のうち、特例控除額について、上限額が個人住民税所得割の2割または193万円のいずれか低い額に見直しがありました。

なお、令和8年分以後の所得税から適用される基礎控除の見直しについては、個人住民税への適用はありません。

3点目は、固定資産税における免税点の見直しです。家屋が現行20万円から改正後30万円、償却資産が現行150万円から改正後180万円へ、それぞれ見直しするものです。

審査に当たりましては、控除の引上額についてただしました。執行部によりますと、基礎控除及び給与所得控除においては、引上額9万円のうち5万円は2年間の時限措置となっているとのことです。

次に、改正の背景についてただしました。執行部によりますと、令和8年度の税制改正大綱によると、物価高への対応、強い経済の実現に向けた対応、諸税特別措置等の適正化、税負担の公平性の確保に向けた対応によるものとのことです。

本委員会としましては、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第47号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)です。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、令和

8年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、1点目に、課税限度額の引上げです。基礎課税額は現行66万円から改正後67万円に引き上げるものです。これにより、課税限度額の総額は現行112万円から改正後113万円となります。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得の引上げです。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘じる金額を現行30万5,000円から改正後31万円に引き上げるものです。また、2割軽減では現行56万円から改正後57万円に引上げます。

施行日は令和8年4月1日です。

審査に当たりましては、軽減の影響額と改正の経緯についていただきました。執行部によりますと、軽減額の令和6年度実績は全体で2億1,740万円あり、県負担が約1億6,300万円、市負担分が約5,400万円です。改正により軽減対象世帯が縮小されないように、同水準の軽減世帯が同様の軽減を受けられるように軽減幅を広げることです。

本委員会としましては、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第51号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、多機能端末機を用いて租税についての証明書を交付する場合の手数料の額を特例で定めるものです。

改正内容は、コンビニエンスストアでの多機能端末機による証明書交付の普及、利活用促進及び市民の負担軽減のため、多機能端末機による交付の場合の手数料を、1通につき現行300円から改正後10円へ減額するものです。適用期間は、令和8年12月1日から令和9年2月28日までです。

審査に当たりましては、適用期間についていただきました。執行部によりますと、システム導入に5か月かかることから、令和8年12月1日からの適用となったとのことでした。

また、物価高騰対応重点支援地方創生交付金を利用するため、交付金の期限に合わせて令和9年2月28日までとしているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第52号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、高校生世代までの子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭医療費の支給対象者である18歳到達年度末までの者の入院に係る自己負担額を無料とするものです。

改正内容は、入院に係る自己負担限度額の見直しで、現行の全受給者、1医療機関月額3,500円、日額500円から、改正後は小学生から高校生世代の間に自己負担なしとなります。なお、その他のひとり親家庭等医療費支給対象者である父母は据置きとなります。

施行日は令和9年4月1日です。

審査に当たりましては、子ども医療費と支給事業の拡充による改正に、ひとり親医療の通院が改正されていない点についていただきました。執行部によりますと、ひとり親医療の額は県が定めた自己負担額である月額800円が基準となっており、超えた分については助成される仕組みです。県の基準額以上に自己負担額を減額した場合、市の財政負担が増加するとのことでした。

次に、ひとり親家庭等医療費の支給対象者数についていただきました。執行部によりますと、親455名、子616名、計1,071名が対象者とのことでした。

本委員会としましては、ひとり親家庭は負担が大きいことから、通院において少しでも軽減できないか検討を要望し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第53号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、高校生世代までの子どもを持つ家庭への経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の支給対象者の範囲を拡大するとともに、通院に係る自己負担額を軽減し、及び入院に係る自己負担額を無料とするものです。

改正内容は、1点目に、支給対象年齢の拡大です。対象年齢を現行の中学生15歳到達年度末から、改正後は高校生世代18歳到達年度末までになります。

2点目に、通院に係る自己負担限度額の見直しです。現行の小学生月額1,200円、中学生月額1,600円から、改正後は小学生から高校生世代までが月額1,000円になります。

3点目に、入院に係る自己負担限度額の見直しです。現行の小学生から中学生まで1医療機関月額3,500円、日額500円から、改正後は小学生から高校生世代まで自己負担なしになります。

施行日は令和9年4月1日です。

審査に当たりましては、施行までの工程についていただきました。執行部によりますと、7月中旬にシステム改修の契約締結を行い、改修には6か月の期間を要する見込みとのことでした。改修終了後は、対象者の情報入力、確認作業を進め、3月中に子ども医療証の発送を予定しているとのことでした。

次に、改正に伴う財政負担についていただきました。執行部によりますと、高校生までの医療費の拡大において、令和6年度ベースの試算によると、子ども医療費は通院が約3,400万円、入院は約230万円の影響額が想定されるとのことでした。

次に、子ども医療費の他市町村との比較についていただきました。執行部によりますと、県内29市比較をし、高校生世代まで完全無料は5自治体——田川市、春日市、古賀市、嘉麻市、うきは市——高校世代までを対象とし一部負担ありは11自治体、中学生まで完全無料は6自治体、中学生までを対象とし一部負担ありが7自治体とのことでした。朝倉市は、改正により比較的多い区分に属するとのことでした。

本委員会としましては、医療費の拡充により負担額は発生するものの、子育て世代を支援することは極めて重要なことから、本件を賛成とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第54号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、高校生世代までの子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図るため、重度障害者医療費の支給対象者である18歳到達年度末までの者の入院に係る自己負担額を無料とするものです。

改正内容は、入院に係る自己負担限度額の見直しで、現行の小学生から中学生まで1医療機関月額3,500円、日額500円から、改正後は小学生から高校生世代まで自己負担なしとなります。また、現行の高校生世代以上の課税世帯1万円、非課税世帯6,000円となっていますが、改正後は小学生から高校生世代以外の者の自己負担額は据置きとなります。

施行日は令和9年4月1日です。

審査に当たりましては、重度障害者医療費の支給対象者数についていただきました。執行部によりますと、高校生世代以下33名が対象者であるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案朝倉市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、朝倉市国民健康保険直営診療所の位置を変更するものです。

改正内容は、診療所の位置を朝倉市古毛585番地から朝倉市古毛829番地へ変更します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第58号議案権利の放棄についてです。

本件は、利用者負担金徴収業務委託金に係る請求権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

朝倉市「食」の自立支援事業利用者負担金徴収業務委託金の債務者について、会社法第472条第1項の規定によるみなし解散の登記がされ、当該債務者が事業を継続している事実が認められず、民法第166条第1項第2号の規定による債権の消滅時効の期間が経過したことにより、債権の回収が見込めないことによるものです。放棄する額は1,405万2,767円です。

審査に当たりましては、時効が成立してから権利の放棄に至るまでの経過についていただきました。執行部によりますと、債権回収の可能性を慎重に見極めた上で、新たな回収の見込みがないことを判断するために時間を要していたとのことでした。

本委員会としましては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第61号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

本件は、令和7年9月26日付第81号議案をもって議決された朝倉市国民健康保険直営診療所建替建築主体工事請負契約の締結についての議決内容の一部を改めるものです。

令和8年3月12日付、インフレスライドによる公共工事の設計労務単価が改定され、県全職種平均6.1%上昇しました。福岡県では急激な物価の変動に対応することとされたことから、市も県に準じて措置をすることとし、朝倉市工事請負契約書第26条第6項インフレスライド条項に基づき、契約額を変更するものです。

変更内容は、請負契約額中5億820万円を5億2,082万8,000円に改めるものです。1,262万8,000円の増になります。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第46号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第53号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案朝倉市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案権利の放棄についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第50号議案外3件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 熊本正博君登壇）

○建設経済常任委員長（熊本正博君） ただいま議題となりました第50号議案外3件につ

きまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

初めに、第50号議案朝倉市富有ヶ丘団地条例を廃止する条例の制定についてです。

本件は、富有ヶ丘団地を廃止するため、この条例を制定するものです。

本条例の制定に至った経緯として、富有ヶ丘団地は平成11年1月、福岡県住宅供給公社がふるさと活性化住宅支援事業を活用して建設した住宅全8戸であり、旧杷木町がこれを賃借し、同年3月から入居者への貸付けを行ってきました。

当該住宅は建設費の償還を前提とした契約に基づき、令和6年3月1日までの償還期限を設け、償還完了時に朝倉市へ無償譲渡されることとされていましたが、入居者からの払下要望を踏まえ、市は平成29年4月に繰上償還を行い、同時に建物の無償譲渡及び土地の返還を受け、市の所有となりました。その後、入居者への譲渡手続を進め、令和8年3月に全8戸の譲渡が完了しています。以上により、当該団地の管理の必要がなくなったことから、本条例を廃止するものです。

審査に当たりましては、建設費の償還について家賃収入のみで賄ったのか、それとも市が一部負担したのかについてたどりました。執行部によりますと、家賃は1戸当たり月額5万3,000円に設定されており、25年間の家賃収入により建築費の全額を償還したとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第56号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（赤谷川地区（2工区））です。

本件は、平成29年7月、九州北部豪雨により被災した赤谷川地区（2工区）の農地改良復旧工事について、物価等の急激な変動、運土量の変更、雑物の除去及び現地精算による設計数量の変更に伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額1億9,470万円を、2億4,211万2,200円に改めるものです。本件は、令和3年9月で定例会での議決を経て、株式会社井手組と工事請負契約を締結しているもので、今回の変更により、請負契約額は4,741万2,200円の増額となります。

審査に当たりましては、雑物除去による増工について、当該雑物はどこから流入したのか、また、当該地はもともと建物が存在していた場所なのかについてたどりました。執行部によりますと、当該雑物は、主として河川の氾濫により上流から流入したものであるとのことです。

本委員会としましては、今回の変更は、物価等の急激な変動、残土の有効利用等による増額であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第59号議案市道路線の認定についてです。

大坪11号線、延長60メートル、幅員6.0メートルから9.6メートルです。当路線は朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により整備された道路施設として移管を受けたため、市道の認定を行うものです。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、また、宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について詳細な説明を受け、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第60号議案字の区域の変更についてです。

本件は、乙石川流域地区の市営土地改良（区画整理）事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求められたものです。

これは区域内の県営河川乙石川が改良復旧により拡幅されたことにより、地形に合わせて登記し直す必要があったため、境界の変更をするものです。

場所は、杷木松末地区旧松末小学校の裏付近から、上流部約2.5キロメートルの範囲で、地区面積は24.4ヘクタール、工事は令和7年5月に完了しています。

例として、杷木松末字中村の一部ほか複数の筆及びこれらに隣接する道路、水路の一部を杷木松末字峠に編入し、また、杷木松末字山ノ神の一部ほか複数の筆及びこれらに隣接する道路、水路の全部を、杷木松末字中村に編入するものです。

なお、そのほかの変更については議案書のとおりであります。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 熊本正博君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第50号議案朝倉市富有ヶ丘団地条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（赤谷川地区（2工区））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案字の区域の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案の審議を行います。

議案書をお開きください。

それでは、第48号議案令和8年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号をお開きください。

それでは、意見書案第2号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

これより、追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（3）をお開きください。

本日、市長から議案3件が提出されました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（中島秀樹君） 皆様方には連日の御審査、誠にありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

第62号議案及び第63号議案の朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員に坂口秀孝及び高倉満を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第64号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員に日野佳弘を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上、程案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書（3）をお開きください。

お諮りいたします。第62号議案と第63号議案の2件は関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案及び第63号議案の2件を一括議題といたします。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第62号議案朝倉市教育委員会委員の任命について及び第63号議案朝倉市教育委員会委員の任命についての2件を一括して議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第64号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第62号議案から第64号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議案書（3）をお開きください。

それでは、第62号議案朝倉市教育委員会委員の任命について及び第63号議案朝倉市教育委員会委員の任命についての2件を議題とし、一括して討論を行います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより、第62号議案及び第63号議案の2件を一括して採決いたします。第62号議案及び第63号議案の2件は原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案及び第63号議案の2件は原案のとおり全て同意されました。

次に、第64号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり同意されました。

次に、朝倉市選挙管理委員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員に、平井隆治氏、久保山憲二氏、植田茂氏、高倉昌志氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が朝倉市選挙管理委員に当選されました。

次に、朝倉市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によるこ

とに決しました。

お諮りいたします。指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員補充員に、渡邊正博氏、水城正則氏、櫻木美津子氏、堀真由美氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が朝倉市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、日野泰信議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました日野泰信議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

次に、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、当組合規約第5条第2項の規定により行うものであります。なお、欠員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、柴山恭子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました柴山恭子議員を当選人と定

めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました柴山恭子議員が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告をお開きください。諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和8年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時6分閉会